

会 議 録

会議の名称	第8期小金井市地域自立支援協議会（1月期）合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年1月10日（水）17時00分から19時00分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎801会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、荒井 康善委員、田村 忍委員、畑 佐枝子委員、八木 香委員、木下 一美委員、中村 裕子委員、鴻丸 恵美子委員、高橋 徹委員、永末 美幸委員、佐々木 宣子委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 田中 麻子委員、塚口 敏彦委員、猿渡 太育委員、佐々木 由佳委員</p> <p>〈欠席〉 宮井 敏晴委員、加藤 了教委員</p> <p>【事務局】 福祉保健部長 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期小金井市地域自立支援協議会（1月期）合同部会 会議録のとおり

第8期小金井市地域自立支援協議会（1月期）合同部会 会議録
（事務局）

開会前に事務局より連絡がございます。本日も、WEBと対面の併用で会議を行います。どうぞご協力をお願いいたします。本日の連絡事項は以上になります。

（会長）

開会に先立ちまして新年のご挨拶を一言。普通でしたら明けましておめでとうございます、と申し上げるところですが、ご存知の通り、1月1日にいきなり能登半島沖の激しい地震があつて、現在もテレビで毎日のように報道されておりますけれども、我々との関係でいえば、福祉避難所に行ったとしても十分なケアが受けられない、自主避難所というところでギリギリの状態である。あるいはテレビで放送されていましたが、知的障がいの方が施設の中で十分なケアが受けられない。

今まで防災パンフレットを作る等してきましたが、今、そのリアルを我々は見ているということになります。

今日はその点についての議題、ということではないのですが、改めて私も心に染みたくところがございますし、皆さんとも共有しておきたいというふうに思います。

そしてそれで済むかと思つたら翌日に羽田で飛行機が衝突・炎上しますし、さらに秋葉原で刺傷事件が起きるし、ということで一体今年どうなるのかな、と大変危惧をしておりますが、自立支援協議会としては、ぜひ皆さんのお力を借りて現在でいえば障害者計画を良い形で作っていきたくと思っています。

今日が自立支援協議会として障害者計画の議論をする場としては最後になると思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから、小金井地域自立支援協議会の部会を開催いたします。本日は部会ではありますけれども、障害者計画案に対するパブリックコメントの検討結果についての協議、ということが中心になります。電話帳のような厚さの資料が皆さんのお手元にあるかと思います。

協議については合同で開催させていただきます。

それでは事務局の方からの欠席等々についてご報告をお願いします。

（事務局）

本日は部会ということですので、開催に必要な出席者数の要件はありませんが、今のところ宮井委員から欠席の連絡、永末委員から遅れて参加する、という連絡を頂いております。WEBでの参加は佐々木由佳委員、猿渡委員、田中委員、塚口委員となっております。

(会長)

配布資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

配布資料について説明いたします。

まず1点目は本日の部会の次第。次が資料1-1として障害者週間スペシャルイベント(午前の部)の実施結果。資料1-2が同じくスペシャルイベント(午後の部)の実施結果。資料1-3がスペシャルイベント(芸術展)の実施結果となっております。次に資料2、市議会厚生文教委員会の意見と要望のまとめ。資料3、第3期小金井市保健福祉総合計画(案)に対する意見及び検討結果について(障がい福祉分野抜粋・案)。

最後に、事前配布の際に気がつかなかったのですが、パブリックコメントの検討結果をご協議していただく際に、パブリックコメントの原案があった方が分かりやすいと思いますので、参考に追加で配布させていただいております。また、資料3につきましては、事前に配布したものから、保留としていた分、検討結果を足した形で差し替えになっておりますのでご注意くださいと思います。配布物は以上となります。

(会長)

WEB参加の皆さんも含めて資料の方は大丈夫でしょうか。

(事務局)

資料3が、事前に送付されたものと差し替えになっていますが、差し替え後の資料を持っていない方はいらっしゃいますか。

(会長)

資料3の差し替えについての混乱が若干懸念されますが、もし混乱が生じましたら改めて確認、ということにさせていただきます。

そうしましたら報告事項の1、障害者週間スペシャルイベントの実施結果について、ということで事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

昨年12月9日に開催した障害者週間行事についての報告です。当日はお忙しい中、障害者週間行事にご協力頂きまして、ありがとうございました。資料1-1をご覧ください。こちらは自立支援協議会枠として実施した午前の部について

での結果をまとめたものになります。左上に参加者数を記載しております。定員が80名のところ50名ということで、大変多くの方に参加していただいております。参考に、令和3年度の参加者数は28名。令和4年度は37名でしたので、過去3年間で一番多い結果となっております。

アンケートの結果の方も、当事者のお話が大変参考になった、といったご意見が複数寄せられておまして、ご講演いただいた3名の委員の方には改めて感謝申し上げます。

午後の部の結果として資料1-2、地下1階で開催していた芸術展の結果として資料1-3を参考に配布しておりますが、いずれも昨年度よりも多くの方に参加していただき、アンケートの結果についても好評を頂いております。

なお、八木委員の方から次回以降へ向けたご意見を頂いておりましたが、そちらにつきましては、12月21日に開催した今年度最後の実行委員会の方で取り上げさせていただきまして、今後の企画の参考とさせていただきますので、併せてご報告いたします。

(会長)

申し訳ありません。私、当日参加できなかったのですが、障害者週間実行委員の方から補足がありましたら、よろしく願いいたします。

(部会長)

アンケートの結果も見えていただいておりますが、非常に盛況で終わりました。

ただ、やはり課題になっている多くの市民の方に広くこの行事を知っていただき参加をしていただく、という課題については、まだ現存して継続して残っておりますので、八木委員から頂いたご意見を基に、非常に皆さんもその点について関心を持っていらっしやいました。

実行委員会は毎年、実行委員会形式なので、一からということもありますので、そのあたりは事務局の方に頑張っていたいただきたいな、と思っております。

(会長)

こうした障害者週間のみならず、なかなか関係者以外には広がらないというのは、様々なところであるのですが、他の自治体やグッドプラクティスがあれば、事例を集めて、吸収出来ればいいのでは、と思っておりますので、これは是非、皆さまの方でも障害者週間に限らないと思うので、障がい問題を扱う様々なイベントとか講習会、研修会など、「こんな工夫をしたら結構、一般の人が集まったよ」という情報があれば、持ち寄っていただければと思います。

今のご報告について何かご意見等々ございますか。

それでは次に、障害者計画案に対する市議会厚生文教委員会からの意見について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料2をご覧ください。こちらは令和5年12月19日に開催された市議会厚生文教委員会におきまして、現在策定中の保健福祉総合計画のうち、障がい分野それから高齢分野、それぞれに対する市議会からのご意見が資料として配布されたものになります。

そのうち障がい分野に関するものを抜粋したものを今回資料として提出しております。

これらの他にも委員長を除く7名の委員の方からそれぞれ個別にご意見を頂いたところですが、委員会としてまとめた意見のみ、資料として配布させていただいております。

あくまで議会からの意見ということですが、ご要望に対する現時点での事務局の考え方としまして、修正を検討しているものについてのみ、ご説明させていただきます。

まず、要望項目の4と5についてです。こちらにつきましては教育委員会と調整の上、支障がなければ、要望のとおり変更することを考えております。後ほど教育委員会からの委員の方からお話を頂ければと思います。

次に要望項目の9についてです。こちらにつきましては、実際に実施している事業内容に即したものとなっておりますので、要望のとおり修正したいと考えております。

続いて要望項目の10についてです。こちらにつきましては、選挙管理委員会と私ども事務局としても同じ認識でありますので、要望のとおり方向性を「充実」という形に変更したいと思っております。

それから要望項目13です。こちらにつきましては、パブリックコメント実施中に行った説明会におきましても、精神障がい者の支援を行っている市内の事業所の方から、同様の見解を頂いていたところがございます。

現在の案では過去数年の実績を基に算出しておりますが、この項目につきましては、コロナの影響を特に大きく受けておりまして、コロナの影響が収まって急激に伸びている状況がございます。

そういったご指摘を頂いていることから、直近の実績を参考に今後、修正をさせていただきたいと思っております。

それ以外の項目につきましては、計画案には直接は反映せず、今後の参考としたいというのが現時点での事務局の考え方でございます。報告は以上です。

(会長)

報告ということではありますが、今日の作業についてです。市議会のご意見ですとか、あるいは口頭で説明をいただいた市の考え方について、もうちょっと資料も見ていただいた上でご意見があればいただいて、障害者計画の方の見直しというのは最終的なところに反映できるものは反映したいと思いますので、しばし時間をとりたいと思います。

順不同で結構ですので、ご質問、確認、ご意見等を賜ればと思います。

(委員)

教育委員会からの委員です。先ほどお話がありました項目4と項目5についてです。

項目4については「多種多様な」ということを加えるということで、こちらの問題ないのかなというふうに思っています。

項目5についてなんですけれども、事業名が、「福祉・人権教育の充実」というふうになっていると思います。

それと、人権教育推進委員会・道徳教育推進委員会については、インクルーシブ教育の理解推進というだけではなく、こちらについては障がいへの理解も含めた人権教育全体を充実するということになります。

さらにこの全体的なところを見ると、ここの部分だけにインクルーシブ教育の理解推進と言葉が入るといいのかな、ということを感じるところがありまして、こちらの施策内容にも、障がいに対する理解教育を実施しますということで障がいに対する理解を深めるということが書いてあります。そのため、ここで「人権教育推進委員会・道徳教育推進委員会を活用し、インクルーシブ教育の理解推進を進めます。」という表現については、その表現ではない方が良いのではと私も指導室では話をしています。

以上です。

(会長)

元々が、資料の122ページの内容ということですね。

(事務局)

122ページの上段の3の項目になります。

(会長)

3、福祉人権教育の充実のところの政策の内容の1段目の後ろになりますでし

ようか。

「人権教育推進委員会・道徳教育推進委員会を活用します。」という所を、「活用し、インクルーシブ教育の理解推進を進めます。」とすると、むしろ人権教育推進委員会・道徳教育推進委員会の役割を狭めてとらえることになるのではないかというご意見です。

ということでございまして、変更を要望するということについて、教育委員会の方としてはそういうご見解であるということで、委員からのご意見も含めて、ここについてはご意見を頂き、確定をしていきたいと思えます。

なかなか難しいかと思えます。全体集合・部分集合をどう考えるかということがあるので。インクルーシブ教育の推進ということについて、他で触れている所はありますか。

(委員)

厚生文教委員会の意見要望項目1に出されていますが、インクルーシブ教育の推進という表現が本日配布された資料の118ページには載っていますが、全体的な考えとしては良いと思えますが、ここだけにインクルーシブ教育が登場していることについて、不思議な感じがします。

(会長)

今の委員のご意見は、要するに基本目標の上位の方でインクルーシブ教育の推進というのが書かれていて、具体的な122ページの所になると、目標を受けた政策の、更に事業名ということになってくるので既にインクルーシブ教育の推進は、冠として上にかかっているのです、ここで改めてインクルーシブ教育ということしてしまうということになると、他の所にも全部入れるのか、という構造になってしまうのではないかと、ご意見としては現在の122ページのままで、ということではよろしいでしょうか。

(事務局)

事務局から少し補足させていただきますと、今ご紹介いただいた118ページというのが基本目標の(2)にあたるようになっておまして、基本目標2のどこかでもしそれが入れるところがあればとなりますけれども、それが他の項目で見当たらないようだ、やはり委員がおっしゃったように、入れようがないのかなと感じております。

ここの項目で最初に指摘いただいたのが、122ページの基本目標1のところになりますが、先ほど118ページに対応するのであれば124ページと125ページの辺りです。ここの項目のどこかに、もし足せるのであれば足して

もいいのかもしいし、もし適切どころがなければ先ほどの、むしろ狭めてしまうという意見を尊重して今回は反映しないという形になるのかなと考えています。

(事務局)

元々提案があったのは122ページになります。122ページの上段の3の所ですが、ここが基本目標1に関連する項目になっていると。

先ほど委員からご紹介いただいたインクルーシブ教育というのを取り上げているところが、基本目標でいうと118ページ(2)になりますので、そうすると、施策で該当するところというのが、124・125ページ。

当初、骨子案の方でもインクルーシブ教育の推進を施策の所に入れていましたが、これはもっと、市町村レベルではなくもっと大きなところではないかというような話の中で、市の施策としては、「個々の特性ニーズに合った保育・療育・教育」というような言葉に変えていたかなということがあります。その辺も踏まえた上で今回のインクルーシブ教育というのを、計画に反映させるのかどうかというのは考える必要があるのかなと思っています。

(会長)

上手くまとめられるかどうか難しいところですが、厚生文教委員会からのご指摘というのは、基本目標2の所に「障がいのある子供の保育や教育の充実」と「インクルーシブ教育の推進に必要な施策をやります」という2本柱があって、基本目標2に対応する124ページからの所には、「障がいのある子供たちの保育や教育を充実させる」という目標に対する事業はあるのですが、「インクルーシブ教育の推進に必要な施策をやります」ということに対応するものが書かれていない。そういう問題だということですよ。

だからご指摘なのかどうかですが、目標1の方に入っている、「福祉・人権教育の充実」のところに「インクルーシブ教育の推進」というのを入れてはどうかという主旨だと思います。

ただ、いずれにしてもそうすると、基本目標との関係がずれるわけです。

ここをどうするかということで、一つは文言を工夫する必要があると思いますけれども、「活用してインクルーシブ教育の推進」とすると委員がおっしゃるように、ここは福祉・人権教育の充実という大きい目標なので、「活用したインクルーシブ教育」では狭めてしまうだろうと。

例えば、「インクルーシブ教育の推進を見据えて活用します」とか、そういった文言を入れるかどうかということですね。これが一案です。

もう一つは「インクルーシブ教育の推進」ということを一応大きい目標の中でう

たっているということなので、目標との対応関係はずれますが、ここに書いてあるということで了解をする。

三つ目としては124ページからの基本施策の所に書き起こす。現実的に書き起こすことが出来るのかという問題があつて、難しいかなと思いますが。

どこで折り合いをつけるかということになります。

逆に現実的なものから考えたときに、インクルーシブ教育の推進ということについて、市独自の事業が具体的に想定できるのかどうかということですね。それが例えば、先ほどの障がい理解だとか福祉教育だとかということを通して、これを考えるということであれば、基本目標とのずれはありますが、福祉・人権教育の充実の中にそれがまだ不十分ではあるけども、組み込まれているということで整理をする。

仮にこれが、新たにその事業に書き起こそうとすると、裏づけのないものをここに書くということになってしまう。そうすると、もしその辺りの協議を記録にとどめておくということで了解いただけるのであれば、今回の障害者計画の一つの課題として、次期のところに、だいぶ長くなりますが送らせていただいて、その間に改めて私とか、今、部会長をやっていますが、生涯発達支援部会等々でインクルーシブ教育の推進について具体的な事業としてどういうことがありうるのかということを検討していく、ということ部会の課題として引き受けていくという。そういった整理が現実的なところかなと思いますが。

(委員)

インクルーシブ教育と言われていますが、インクルーシブって何、ということが最近、特別支援学校の知的障がいに限らず、肢体不自由、など色々な障がいの人たちが集まったPTA連合会では、かなり今、議論が高まっています。

必要な支援を受けながら、障がいのある人もない人も一緒にいられるのか、その環境を整えることがどうなのかということは非常に皆さん、かなり深く考えるように、保護者達もなっています。

なので、「インクルーシブ教育やります」と簡単に言うことは、私はすごく怖いなと思っています。

それから、一昨年インクルーシブ教育のあり方とか、特別支援学校や入所施設などが障がい者を隔離しているということを国連から言われたことについても、インクルーシブのあり方、じゃあインクルーシブは隔離じゃなくてみんな幸せなのか。その中で必要な支援が受けられない障がい者が本当に生まれないのか。例えば私の子供が普通の学校に通ったら、専門の先生とマンツーマンで一日中、一つの教室に2人だけで居ることになるのは目に見えているので、一般の学校に行けばインクルーシブなのかということもある。

その方に必要なものを受けながら、一般の学校に通ってみんなで協力して一緒に居られるという環境を作るのは本当に大変なことだなという想像が湧きます。その辺の議論が十分なされているとは思えない中で、インクルーシブ教育という言葉がここにすごく存在感のある言葉で入ることには、私は非常に違和感があるので、課題ということで記録を残し、この先もっと考えていくということで、関係者ともっと深めていく必要があると私は個人的に思っています。

(会長)

叩き台に今、その方向で良いのではないかというご意見を頂いたかなと思います。生涯発達支援部会の役割は重いものがあると思います。

委員からもご意見をいただきましたので、記録に留めながら、インクルーシブ教育の推進といったときに、そもそもどういうことなのか、それはどういう施策が必要なのかということこれから協議して、次期障害者計画にしっかりと、その議論があるように伝達するといいますか、検討できるようにしていくということで、ここについては書き込まないということで了解していただいたということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そうしますと、報告2のところについてのご意見を頂いたということですが、そうしましたらこれは次に、同じような中身を検討することになりますので、協議事項の方に入って障害者計画のパブリックコメントの方で合わせていきたいと思っておりますので、事務局の方でお願いいたします。

(事務局)

一点だけ説明漏れがありました。意見要望項目1についてです。「障害」と「障がい」の表記についても、保健福祉総合計画全体の中のどこか、頭の部分かお尻の部分、どちらかのところで記載することを予定しておりますので報告しておきます。

それでは次に、パブリックコメントに対する回答について説明をいたします。

資料3、第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に対する意見及び検討結果、障がい福祉分野抜粋・案についてでございます。

こちらは令和5年11月15日から令和5年12月15日までにかけて実施したパブリックコメントに寄せられたご意見。それに対して事務局の方で作成した検討結果の案をまとめたものでございます。

検討結果につきましては、地域福祉計画、それから高齢福祉分野の計画、健康増進計画に関するものとともに、保健福祉総合計画（案）に対するパブリックコメントの結果という形で1月中にホームページで公表する予定となっております。

一部、本日改めてお示ししたところもございしますが、障がい福祉分野に関するご意見に関しまして、本日の協議で自立支援協議会としての検討結果という形でまとめていただきたいと思いますと思っております。

なお、その後のスケジュールとして、報告事項で先ほどお示した市議会からのご意見、それからこれから協議していただくパブリックコメントの検討結果、およびパブリックコメント実施後に、事務局の方で改めて見直した点を反映させた形で計画案を修正しまして、2月7日開催の合同部会で最終的に提案をさせていただきますと思っております。

更にそこでのご意見を踏まえまして検討した結果について、2月21日開催の合同部会で最終決定というスケジュールで進めたいと考えております。

(会長)

ここでやる作業につきましては、資料3の意見に対する検討結果を見ていただいて、これで公表してよいかどうかということですね。自立支援協議会としての協議も経た、ということで公表してよいかどうかということ、今日確定していただくということになるということでございますので、皆さんそれぞれ関心事がある所が色々だと思いますので、私の方からナンバー1からいきますというふうにはしませんので、それぞれどこからでも結構ですので、ご指摘ご意見等々、頂ければと思います。

それぞれのご意見、ご指摘等々に応じて、また議論を展開できればというふうにも思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

こちら先ほど同様、ページ数の方は、分厚い資料に対応しておりますのでそちらを参考にお願いします。

(会長)

3ページ目の6、基本目標2のところの右側の回答。「保育園によっては」という所です。文中に、2段落目でしょうか。「なおご意見のあるような調査を市として実施していませんが」という前提で説明されていて、最後にまた改めて、「なお、ご記載いただいたケースの調査を実施していません」というのは不要ではと思いましたが。学童だからでしょうか。

(事務局)

今のご指摘ですが、125ページを見ていただくと二つ項目がありまして、125ページの真ん中辺りの7と8。パブリックコメント案の125ページ。

この項目7と8、両方に対する意見が一つの形でできてしまっているような形になっていて、それぞれ保育課と児童青少年課、両方に書いてもらったということがあります。ただ、今それを知らずに読むと、きっとそういう誤解が生じるのかなということについては理解しましたので、例えば、一番頭のところにカッコして（保育園）、下のところにカッコして（学童保育）のような形で、二つに別れていることが分かるような記述に改めるかどうかということはどうでしょうか。

（会長）

2種類の調査であるということが分かるようにしていただければというテクニカルな問題だと思います。

私の方からもう一点、6ページの赤字、回答検討中、というのはこのままになりますか。

（事務局）

はい、これでいく予定です。

（委員）

3ページの、先ほど会長からもあった6番ですが、ここは保育園について、学童について、ハード面ソフト面、非常に難しいところがあるということを百も承知ではありますが、やはり障がいがある子供を持つ親として、一言言いたいなと思ひまして、手を挙げました。

うちの子はダウン症ですが、保育所を探すのが大変でした。今廃園が決まっているくりのみ保育園で園長先生が頑張ってください、引き受けますということで、ダウン症の子を3人も、うちの子の学年が2名。それからその一つ上の学年の子が1人。合計3人受けてくれて、それでもう終わりかなと思っているのですが、この方のパブリックコメントの意見を読んだときに、非常に切実さを感じて、胸が締め付けられるような思いでした。

しかし、右側の回答を見たときに、ガッカリしました。なぜかという、最初の5行については、私からしたらこんなことは百も承知です。分かっています。職員体制とか設備が大変で、断られるということがあるということは百も承知で分かっている、どうにかできないのかという思いがあるので、この5行が出たときに、この回答は何だというのが正直な親としての気持ちでした。

その後も、職員体制や設備が不十分なら、それを充分にするために市としてはどう動いてくれるのかということをおの方は知りたいのではと思っていますし、最後の学童保育に関しては「定期的に研修をしている」とか、「適切な保育に努めています」ということを知りたいのではなく、もう断らないでほしい、断らな

いような体制を市としてどのように作ってゆくのか、支援してくれるのかということを知りたいのではと思ったので、この方のパブリックコメントとこの「学童保育では」の所で回答がずれているように感じました。

(会長)

そうするとこれは障害者計画との絡みですので、125ページ、先ほどの、「障がい児保育の推進」とか「障がい児学童の充実」という所の政策内容との関係で、この書き方しかできないのか、もうちょっと書けるのかということになるかと思えます。

これはただ、担当課が保育課とか児童青少年課になるかと思えます。これは「こういう意見が出ました」ということを担当課に繋げていただかないと、多分、今、自立生活支援課の方で、「はい」というわけにもいかないと思えます。

でもご指摘のことはよく分かるというか、余談でもないのですが、先日の能登半島地震で避難所にいる人たちに、「どういうことが必要ですか」と聞かれたお医者さんが、テレビで「温かいものを飲むことと毛布で足元から温めることですよ」と言っていて、「そんなこと分かっているよ。温かいものはないし、毛布はないから聞いている」という、そういうことですよ。

だからそれを回答として、どう書きうるのかという。姿勢を見せるぐらいしかできないのかもしれませんが、それをどう書きうるのかということ、その意見が出たということを担当課の方に伝えていただくということになるかと思えます。

(会長)

今日のメインの議事はこれですので、まだ時間は、1時間ございます。

障害者計画の最終案ということではなく、パブリックコメントに対する回答をオープンにされるということで、この段階で特に、先ほどの修正点、それから委員からのご意見を担当課に返していただくということがありますけれども、現段階で、この回答に特に支障がないということでご了解いただけたという沈黙であるならば、そういう形で終了したいと思えます。

(副会長)

7ページの下段の所で、福祉オンブズマンに関して、「同制度の利用を積極的に促すような記載は適さないと考えています」というところまでは分かりますが、その後「市の障がい福祉に対する苦情がないよう努めていきます」となっており、何かつながりが、もうちょっとこの間に入れた方がいいのかなと思えます。例えば、「しかしながら福祉サービスの充実や平等性に関しては」というような

文章を付け足してはいかがでしょう。意味が通じにくくなっていると思いますが、いかがでしょうか。下から6行目の所です。

(会長)

先ほど副会長から指摘があった、7ページの福祉オンブズマンの所です。「記載は適さないと考えています」というのがかなりきつい表現なので、「記載は控えさせていただきます」とか、「地域福祉計画の方にあるので」ということではいかがでしょうか。文言全部変えると大変なのかなとも思いますので、「控えさせていただきます」というのは、あくまでも私の思いつきのようなものですけれども、「適さない」という表現を少し工夫されたらどうなのかなと思いました。

(部会長)

先ほどの7ページの所で、福祉総合相談窓口と権利擁護センターを担当させていただいている中で、「福祉総合相談窓口と権利擁護センターについても関連付けてほしい気がします。そちらもご検討ください」という回答の中で、「福祉総合相談窓口と権利擁護センターとの関連づけについては135ページの、福祉総合相談窓口との連携に含むものと考えています」と回答をされていますが、135ページを見たときに、「福祉総合相談窓口との連携」が事業名になっていて、連携というのは、「権利擁護センターと福祉総合相談窓口との連携」という意味合いではないのではと思っていまして、そうすると権利擁護センターだけの回答の中で浮いているのかなという気がします。ここら辺は、権利擁護センターと福祉総合相談窓口が連携しているということを事業1の所で、福祉総合相談窓口が包括的な相談支援体制のフラッグシップみたいなところになっているので、そこで連携は、「権利擁護センターと福祉総合相談窓口がしますよ」ということは、言い換えれば何となく分からなくもないのですが、一般市民の方には非常に分かりにくいでしょうし、ここだけだと何かもうちょっとという気がします。

聞いている内容が、果たしてそういう内容なのかどうかも、これだけだと元々の質問自体がさらっと書かれているので、十分な読み取りがなかなか難しいなと思います。ここは工夫した方がいいなと思います。私もまだ具体的にこう書いた方がいいという案が浮かばないので悩んでいます。

(委員)

先ほどから話題になっている7ページの件ですが、下から7行目、「同制度の利用を積極的に促すような記載は適さないと考えています」という表現が、私も結

構引っかかってしまいました。「地域福祉計画において記載されているから記載が被ります」といいますか、適切な言葉が見つかりませんが、「そちらで紹介されていますよ」というように受け取れるような文言であれば、受け止められますが、「同制度の利用を積極的に促すような記載は適さない」という結構きつい表現なので、「福祉オンブズマンに相談しないでね」など、「利用を積極的に促すような記載は適さない」という言葉は、その様に捉えることも出来るように思います。うちは福祉サービスを利用しているので、福祉オンブズマンを誰がやっているのかということは当然調べていますし、福祉オンブズマンに相談するような事態にならないでほしいなということは常々願っていますけど、表現がきついと思います。「地域福祉計画の方で既に記載がありますから」というようにもう少し優しい言い方できないのかなと思います。

(会長)

事務局の方でこういうふうにしてはどうかという案があれば、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こちらの意図としては、地域福祉計画という福祉全般の苦情があった場合の対応も含めた計画に対して、障害者計画の方はあくまで障がい福祉の向上という中で、最初から苦情ありきで利用を促すよりも、苦情がないことに努めるのが、本来目指すべきところだという考え方を表現したいため書きましたが、その趣旨がうまく伝わってないところがあり、まだ整理しきれておりませんが、先ほどの副会長の意見等とも併せて考えますと、まず前段で地域福祉計画において、記載されています「福祉サービスに対する市民の苦情に、公平かつ適正に対応し信頼性と福祉の向上を目指すことを目的としているものです。」ここまでの地域福祉計画の方の記載です。ここに「一方で、障害者計画は障がい福祉の向上のための施策を掲げる計画であることから、同制度の利用を積極的に促すような記載は控え、」ここの間の所に「福祉の向上を目指すことによる」というようなことを加えた上で後ろに繋がるような文言を、この短時間では思い浮かばないので調整の上、会長と調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(会長)

確定の時期はいつですか？一応、今日預かりも含めて承認していただいた、ということにしますが。

(事務局)

先ほどの6番のところも持ち帰って、保育課、児童青少年課に対して「こういう意見を頂いたので事務局としてはこのように直したらどうでしょうか」という提案をした上で、調整をしたいと思っております。

今の二つの意見について調整の上、冒頭に申し上げたとおり1月中に公表する形になっております。1月26日に最終的な地域福祉計画に関する審議会があると聞いておりますので、それに間に合うように会長と調整させていただいて、一任でよろしいのか、あるいはその決めたことについてもう一度、メール等々で委員の皆さんにお伺いして承認をしていただいた方がいいのかなと思っております。

(会長)

明日、明後日っていうことではなくって、その時間があるのであれば、早急に文章整理をして、メールで委員の皆さんにお伺いをして、ご意見を集約するということが。自立支援協議会ですので、皆さんの協議を大切にしたいと考えております。

(事務局)

あともう一点、権利擁護の所もお話が出ましたが、「福祉総合相談窓口と権利擁護センターが連携しているから」というところを部会長がおっしゃったとおりのニュアンスで書きましたが、その点について上手く伝わっていない、ということもおっしゃるとおりだと思いますので、ここについても間に「福祉相談窓口と権利擁護センターの方が連携をしております」というような文言を間に挟んだ形で上手く繋げるような形で調整をさせていただきたいと思っております。

(会長)

そうしましたら、7ページの15番については、頂いたご意見、我々も意見を聞いておりますが、それを踏まえて文言を書き直してメールで皆さんに確認し、ご意見あるいは承認を頂いた上で、次のメールを流すことで最終的にはこちらの判断にらせていただくということにしたいと思っております。一旦皆さんにメールでお返しする、という形で進めさせていただければ、と思っております。

(事務局)

そうしますと、3ページのナンバー6番の所に、会長と委員からご意見を頂いた点がございました。

それと7ページの7行目以下の所の、言葉のきつい部分と権利擁護の関係の部分を、事務局と会長の方でご相談をさせていただいて、皆様方にお伺いしたいと

思っております。

あと事務的な話ですが、先ほどお伝えしたように、地域福祉計画が1月26日の金曜日ということがあり、その後に1月30日に、いわゆる市としてこの回答がいかどうか、というものを最終的に確認する予定です。

そこで確認が取れた段階で、皆様方には1月31日以降にホームページで、ということが現状の予定になっておりますので、本日、この2点だけお預かりをさせていただいて、今日の時点では仮ではございますが、ご承認を頂いたということで、あとは会長に一任し、皆様方には確認のためにお送りをさせていただくということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(委員)

3ページの6番で、言いたかったことが一つ抜けていました。中盤にある回答で、「なお、ご意見にあるような調査は市として実施していませんが」という所と一番下の所にある「なお、ご記載いただいたケースの調査は実施しておりません」という部分についてです。

ということは、調査をしていないので把握をしていない。つまり保育の利用を断られる障がいがある子供を育てている親の状況や、保育を利用できずに保護者の1人が退職したケースなどについて把握をしていないという理解。この部分を読んだらそのような理解になりますが、その様なことをここに堂々と書くことなのかという疑問があります。なぜ調査をしないのか。調査という言葉が堅苦しければ、このような事をどのぐらい把握しているのかということをお方は知りたいのではないのかなと思ひます。

そして、把握をしていないのであれば把握するために、ここで初めて知ったとすれば市としてどうしていくのでしょうか。または、このような例をいくつか把握しているのであれば、この市民の困りごとを吸い上げて市としてどうしていくのかということを知りたいのではと思ひます。

最後の所が、「ご記載いただいたケースの調査を実施しておりません」という文言で終わりというのは、やはりショックを受けて怒りを感じると思ひるので、別の担当課になると思ひますがお伝えしていただければと思ひます。

(事務局)

ありがとうございます。ここについては言葉的な取り扱いだと思ひております。行政の場合ですと、ここに書かれているものを見ながら回答してゆく、ということがあるのと、そこを少し和らげるような形の対応の仕方等も様々あると思ひておりますので、頂いたご意見をそのままお伝えします。

先ほどの7ページの部分と同じような引っかけりもあると思ひますので、その

点も含めてお預かりをさせていただくという形にさせていただきます。

(会長)

私の方から補足をさせていただくと、ざっと今見ましたが、他の所では「検討します」、「努めます」、「参考にします」、「ここに書いてあります」、という説明になっていますが、ここだけ「やっていない」なので、せめて「実施について検討していきます」とか、そのような文言は無いのかということですよ。そういうご主旨での発言もあったということで伝えていただければと思います。

(部会長)

5ページの9についてです。社会参加や就労の促進ということで、今更、という内容の話になるので、私の感想又は意見だけにとどめさせてもらえればと思いますが、本日配布された、分厚い資料の127ページ6、障がい者雇用の促進についてです。

「障害者就労支援センターが中心となり」ということで、障がい者就労施策として障害者就労支援センターが中心になって実施をしていくということではあります。やはり障害者就労支援センターの方も非常に苦勞されており、開拓業務等を行なっているものの一方で、その地域での雇用を掘り起こすとかということになると、やはり地域経済の推進を担っているのは、地域の商店や商店街でもあるので、商店や商店街については今後、経済課等とも協力をしながら進めていくことも必要なんじゃないかなと今更ながら思いましたので、意見として述べさせていただきました。

(委員)

今、話題になった5ページの9の回答ですが、ご意見の方は、超短時間雇用や介助付き雇用の制度があれば働ける人が増えるであろうことから、導入の動きがあると聞いていますという、これを検討してほしいというご意見だと思いますが、回答の方には、短時間労働も含め、企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチングに係る取組の検討を進めています、となっています。

質問に対して答えが薄いというか、超短時間雇用や介助付き雇用も含め取り組んでいます、なのか、含めていないのかという、その回答に丁寧さが足りないような気がします。

(事務局)

実は、この「超短時間労働」という言葉が、東京大学の方で研究しているプロジェクトで固有名詞的に使われている言葉であることから、記載を控えたという

事情がございます。内容としては超短時間の労働というのを念頭に置いた上で、言葉としては短時間労働というのを使わせていただいているという事情がございます。

(委員)

その様な事情があるのであれば、「短時間労働も含め」という表現をすると薄いのではと私のように感じる方が多いと思うので、表現について「短時間労働も含め」ということではなく、違う表現した方がいいのではないかと思います。

(事務局)

「含め」という言葉が弱まっているのではというご意見ですが、それが逆に短時間労働にだけ限らず、そうでない場合、一般的な時間の労働も含めた形で取り組んでいるような状況があるので、逆に短時間だけに狭めたくない、ということで「含め」という言葉を使っている意図がございます。

(委員)

「いろんなケースを含め」というような言い方ではだめでしょうか。

(部会長)

ちょっと加えてです。その辺りについては、書きぶりの問題ということであると思います。「こういう制度があれば」と言っているので、例えば、「ご質問の制度については」とか、相手が言っている事はそのまま受けていますというように表現を工夫すれば分かりやすいのかなと思います。

(会長)

市として言葉の問題はありますが、超短時間雇用とか介助付き雇用ということも含めて検討しているのであれば、ご指摘の点も含めて検討して進めていくこととなりますが、進めていないのであれば、例えば「貴重なご意見を頂いたので参考にしたいと思います」と書くということになるのかなと思います。

(事務局)

実はおっしゃるとおりで、その介助付き雇用については、特段今やっていないか、検討をしてない状況があります。

現在、その短時間労働について、「ちょっとした時間だけなら働けるよ」という人がいる中で、逆に事業所側の方でも、フルタイムの人は欲しくないけど、「一時だけ働ける人手が欲しい」というようなお話を聞いており、そのマッチングに

今、取り組んで、実際にやっていることを受けた上で、出来る範囲での回答をしているということがありますので、その点について上手く表現できるように調整をさせていただきたいと思います。

(会長)

5ページの9番についても書き直しということでもよろしくをお願いします。

(委員)

6ページの12番です。福祉計画の中だと132ページをこの方は指しているのですが、「施設が適切な運営をされているかどうか」という疑問。それに対する第三者の評価とか市の介入などについて疑問を投げかけられているのかな、と私は解釈しました。回答は分かりますが、最後に、「市内全事業所に対して毎年実施することは難しい状況ですが」とあるのは分かりますが、「引き続き質の確保に努めます」ということについて、この質は何の質ですか。サービスの質を指しているのか、それとも検査、助言、指導の質の確保に努めるのか、もう少し具体的な書き方にした方が、このコメントを出された方の意図に沿うのかなと思います。

「知的重度の人の意見を聞く仕組みがない。」また、「チェックする仕組みがない」と厳しく書かれており、色々思われているのではと思うので、何の質、ということについてちょっと疑問があるので、もう少し具体的に書いた方が回答としてはいいのではないかと思います。

(会長)

確かにご指摘のとおり、何の質かが分からないということがあると思います。サービスについてなのか、指導助言についてなのかというのが分からないので、明確にしてもらったほうがいいのではと思います。

(事務局)

ご指摘の点については、「指導、検査等を実施することによってサービスの質の確保に努める」という狙いがあるので、それが分かるような形に調整したいと思います。

(委員)

二つ、お伺いしたいことがあります。まず一つ目。9ページ19番についてです。回答のところで、具体的な内容はまだ検討ということだと思いますけれども、その後にある、福祉的なカフェというのはどういうことでしょうか。

(事務局)

今検討しているのが、障がい福祉サービス事業所を利用しているような方々に働いていただくようなカフェ、という趣旨で使っている言葉です。もし、あまり一般的ではない言い方であれば表現方法を考えようかと思えます。

(委員)

利用者が運営しているカフェということですね。市から事業所に委託をするということですか。

(事務局)

委託ということではなくて、福祉就労施設に通われている方が作業できるような、喫茶みたいな形態を今検討しているということです。

(委員)

運営するのはどこになりますか。

(事務局)

運営については、今市といたしますか実行委員会みたいな形式をとろうと考えていますが、そのあたりが、「まだ、具体的な内容は今後の検討」というところに含まれていて、どういう形態かというのがまだ固まっていません。

更に言うと、出来るかどうかについてもまだ固まっていないので、「設置を予定しています」という表現ではなく、計画上あるので「計画しています」という表現にしております。

福祉的なカフェという言い方についてですが、計画案の126ページに「福祉喫茶等の充実」というのが、4番のところにありますが、本来であれば「福祉喫茶」というような言葉を使えばここで整合性が取れて分かりやすかったのかもしれませんが、ご質問の中で「カフェ」という言葉が使われていることと、我々が今、検討している中でも、「カフェ」と「福祉売店」という形で検討しているので、あえて「カフェ」という言葉を使っております。

(委員)

要望では「市民の啓発」につながると思います。要望している人は、障がい者が一生懸命作ったケーキ、コーヒー、味がしっかりしたもの、これらを一般の人達にも広めていきたいという、そういう願いが込められていると思います。

単なるカフェではなくて、きちんとした事業として成り立つカフェ。その中に障

がい者も、そのしっかりしたカフェの中に入るという考え方ということですよ
ね。

(事務局)

はい。そのように、おっしゃっているようなカフェを、新庁舎計画の中で計画
しているということです。その事について回答に書かせていただきました。

(委員)

今のお話についてです。このご意見を読んでいて私が思ったのは、もちろん働く
人の方もそうですが、そういう立場の方がふらっと来て少し相談とかできるよ
うな、そういう場所を求められているのかなと思いました。

事務局のお話ですと、働ける、ということについてお答えになっているよう聞
こえたのですが、この点についてはどうなりますか。

余談ですが、民生委員の方でも、サロンとかカフェのような場所をもう少し増や
そう、という話も今出ておりまして、そういうのでも市とかに協力できれば、と
考えております。

ここではその働く方なのか、それともご相談ができるのかとか。全部一緒に、み
たいな総合的なカフェみたいのを目指していただけるといいのかな、と思いま
した。

(会長)

皆さん積極的に、福祉的なカフェはどうあればいいのかという検討に入ってい
るので、福祉的なカフェの設置について計画をしているという状況で、今のよう
にどういう機能を持たせるのかということについて、「これから計画しています」
というのが、パブリックコメントに対する回答になるかと思います。

福祉的なカフェのあり方については、パブリックコメントの回答とは別に、ご意
見を事務局の方に寄せていただければと思います。

(委員)

5 ページの 10 番、選挙投票への支援という所です、回答では、最後の所に「充
実に努めることとします」と書いてあります。

初めの案では、「継続」だったと思います。それを「充実」に変えたということ
ですよ。それは市の判断で「充実」という言葉に変えたのでしょうか。

(事務局)

そういうことになります。選挙管理委員会にも確認しまして、最初にあった「継

続」という言葉は「継続して取り組んでいく」という意味で表記していましたが、実際には、今、思い当たる部分について対応をしている。さらに実施していく中で、こういう対応も必要だということが分かっていけば、それにも対応していくということであれば、「充実」だねということになりましたので、調整の上、方向性を「継続」ではなく「充実」に書き換えるという判断をしました。

(委員)

ぜひ取り組みをお願いします。

同じように市の判断で変えた所はありますか。

(事務局)

他の指標については今のお話とも被りますが、「継続して取り組んでいく」というものを最初は「継続」にしていました。前回か前々回の協議の中で、方向性については指標とリンクさせるという形になりました。

例えば、129ページもそうだったかなと思いますが、事業所の数などが指標として書かれているものについては、増やしていくことを継続的に努めていくということで、元々「継続」にしていたものを、数字を増やすことを目標にするのであれば「充実」ではないかという考え方に基づいて、一斉に整理した部分がありますので、今すぐにどこということは記憶しておりませんが、見比べていただくと特に数字が指標になっているものについては、「充実」に変わったものはいくつかあるはずです。

今回のパブリックコメントもそうですし、市議会からの意見もそうですし、パブリックコメントをかける前の案から、意見なりその後の見直しを踏まえて修正した所については、2月7日に提案する時点で、「こことここを変えました」ということが分かるような形で提案をしたいと考えております。

(会長)

時間も終了予定の19時近くになっておりますので、全体での協議としての意見集約はここまでにさせていただきたいと思えます。

自立支援協議会としての預かりとか修正する箇所はありましたが、先ほど申し上げた段取りということで、パブリックコメントに対する回答は承認をさせていただいたということになります。

今回の検討結果や市議会の意見等も踏まえて次回、最終案にというところまでたどり着いてきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の開催日程を事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

今回の開催日程についてです。2月につきましては、2回開催予定があるので、よろしく願いいたします。

まず次回については、令和6年2月7日水曜日午後5時から、本日と同じく801会議室で開催いたします。内容につきましては障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の最終案の提案が中心となります。

その次が2月21日の水曜日になります。こちらは午後6時から、本庁暫定庁舎第1会議室で開催いたします。時間と場所が異なりますのでご注意いただきたいと思います。

次回およびその次の予定につきましては以上でございます。

(会長)

それでは以上になります。長時間、どうもありがとうございました。